

手配旅行条件書

本書面は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

1. 手配旅行契約

手配旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介または取次をすることによって、お客様が宿泊施設等の提供するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう手配を引き受ける契約をいいます。

2. 契約の成立時期

- 当社が契約の締結を承諾し、申込金（または旅行代金の全部）を受理した時に成立いたします。
- 通信契約（クレジットカード等）の場合は、当社が予約承諾の通知を発信した時に成立いたします。

3. 旅行代金と取扱料金

お客様にお支払いいただく代金は、以下の合計額となります。

- 旅行費用：宿泊施設等に支払われる運賃・料金。
- 旅行業務取扱料金（手配手数料）：当社規定の料金表に基づく報酬。

※手配手数料は、宿泊施設等のキャンセル料の有無に関わらず、手配完了後は返金いたしかねます。

4. 契約内容の変更・解除

- お客様が契約内容の変更または解除を求める場合、当社は可能な限り応じますが、その際に発生する宿泊施設等への取消料および、当社規定の「変更・取消事務手数料」はお客様のご負担となります。
- 当社の手配が完了した後、お客様の都合で契約を解除される場合でも、既にお支払いいただいた手配手数料は返金いたしません。

5. 当社の責任

- 当社の責任は、お客様の委託に基づき、善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配することに限られます。
- 宿泊施設における設備の不備、サービス内容の不足、あるいは天災地変、暴動、官公署の命令等、当社の管理できない事由により生じた損害については、当社は責任を負いません。

6. お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様にその損害を賠償していただきます。

7. 旅行業務取扱管理者

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、ご遠慮なく下記の取扱管理者にお尋ねください。

- 営業所名：株式会社ときわ
- 管理者氏名：小崎みどり
- 連絡先：088-638-0135 10:00-17:00（水曜定休）

2026年1月15日現在